告示

○総務省告示第十五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十二号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新旧
平成二十六年十一月十八日	他の政治団体の名称	生活の党	新
	候補者となるべき者の選定の手続	幹事長または選挙対策委員長の発議に基づき幹事会で決定	幹事長の発議に基づき幹事会で決定	旧

○総務省告示第十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十五年総務省告示第十三号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新旧
平成二十六年十一月十八日	他の政治団体の名称	生活の党	新
	衆議院名簿登載者の選定の手続	幹事長または選挙対策委員長の発議に基づき幹事会で決定	幹事長の発議に基づき幹事会で決定	旧

○総務省告示第十七号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百三号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新旧
平成二十六年十一月二十一日	他の政治団体の名称	維新の党	新
	代表者の氏名	江田　憲司	旧
	候補者となるべき者の選定機関の構成員の選出方法	執行役員が構成する機関の構成員の選出方法	代表の指名による

○総務省告示第十八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百四号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新旧
平成二十六年十一月二十一日	他の政治団体の名称	維新の党	新
	代表者の氏名	江田　憲司	旧
	衆議院名簿登載者の選定機関の構成員の選出方法	執行役員が構成する機関の構成員の選出方法	代表の指名による

○総務省告示第十九号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十六年十二月二日	みんなの党	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	浅尾慶一郎

○総務省告示第二十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十六年十二月二日	みんなの党	東京都千代田区平河町二―六―一平河町ビル九階	浅尾慶一郎

○総務省告示第二十一号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十六年十二月二十七日	生活の党	東京都千代田区永田町二―一二―八永田町ＳＲビル三Ｆ	小沢　一郎

○総務省告示第二十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

総務大臣　山本　早苗

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十六年十二月二十七日	生活の党	東京都千代田区永田町二―一二―八永田町ＳＲビル三Ｆ	小沢　一郎

○中央選挙管理会告示第一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年中央選挙管理会告示第十五号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	新旧
平成二十六年十一月二十一日	他の政治団体の名称	維新の党	新
	代表者の氏名	江田　憲司	旧
			橋下　徹